

《計算例》

Aさんの場合

○給与収入700万円(配偶者を扶養)の場合※他の控除は考慮しないものとする

○所得税の限界税率は20%(所得税の適用税率)により、特例控除額の算出割合は69.58%※1

※1算出割合:90%－所得税限界税率20%×1.021

○住民税所得割額は371,500円

◎ Aさんが市町村へ30,000円を寄附した場合(ふるさと納税)

寄附金 30,000円

適用下限額 2,000円	寄附金控除対象 28,000円
-----------------	--------------------

自己負担額

(B)…復興特別所得税		
1.住民税基本控除額 2,800円	2.住民税特例控除額 19,483円 ※2	3.所得税控除額(A)+(B) (A)5,600円 (B)117円

※2 特例控除額の上限は、平成28年度から所得割額の2割(74,300円)

控除合計額	28,000円	住民税分の控除額(1+2)は22,283円
自己負担額	2,000円	

【計算の詳細】

1.住民税基本控除額

(寄附金額30,000円－適用下限額2,000円)×10%=2,800円

2.住民税特例控除額

(寄附金額30,000円－適用下限額2,000円)×算出割合69.58%(※1)=19,482.4円

市民税分 19,482.4円×3/5=11,690円

県民税分 19,482.4円×2/5=7,793円

よって、住民税特例控除額は19,483円(端数切上げ)

3.所得税控除額[所得控除]

(A) (30,000円－2,000円)×20%=5,600円

(B) (A)×2.1%(復興特別所得税)=117円

(A)+(B)=5,717円 ※3

※3 ふるさと納税ワンストップ特例に該当する場合、※3は住民税から控除されます。